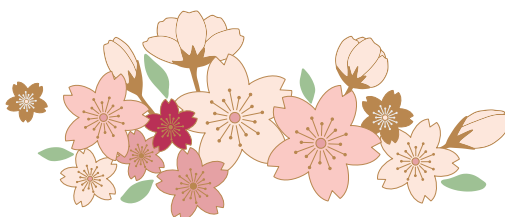




やちよ 農業委員会だより



第140号

発行人 八千代町農業委員会会長 小竹 節 / 編集 農業委員会だより編集委員会

農業委員活動を考える



農業委員 中山 登
担当地区：仁江戸東、仁江戸西、
栗野、片角、中野

農業委員を拝命して二期目になりました。農業の将来を考えたときに何が必要で何をやるべきか、課題が多く難しい時代だと思います。自身は稲と路地野菜を作っていますが、農業資材の高騰、燃料及び電気の値上がりは、経営に直接響き戸惑っております。またこういったことは、担い手の減少、遊休農地の増加などに繋がってしまいます。このような課題の解決に向けて、地域の話合いを継続していきたいと思っています。

農地転用には許可が必要です 許可後事業が完了した際は 地目変更を忘れずに！

農地に住宅や農業用施設（倉庫・作業場など）、資材置場、駐車場などに利用する場合は、農地転用の許可が必要となります。一時的な転用であっても許可の対象となります。農地転用の手続きが必要となる土地は、土地の登記地目が田や畑などの農地ですが、土地の登記地目が田、畑以外でも、現在耕作されている土地は、農地として扱われます。

許可を受けずに農地からの転用行為を行った場合は、農地法違反により、罰則の適用もありますのでご注意ください。

また、許可事業が完了した際は、法務局にて地目変更の手続きを忘れずに行ってください。



農業委員 古橋 定男
担当地区：東大山、太田、若

現在の町の農業は、資材の価格高騰、後継者不足、農地の荒廃など、様々な問題が山積しているのが現状です。

その中で、町では地域計画の協議を何度か重ねて、計画がより具体的になってきました。これは地域の農業者や住民の意見を取り入れ、地域の将来の農地利用の姿を明確化し、実現を目指すものです。農業委員として、農業者の経営改善を支援し、地域農業の課題解決に向け、町と共に微力では在りますが、皆さんを全力で応援して行きたいと考えています。



農業委員 飯岡 祐一
担当地区：東落田、新地、福岡、
栗山

現状の農業は円安による燃料の値上がり、温暖化の異常気象による病害虫の大発生など、どれを取り上げても大変な状況です。それにより遊休農地の増加、後継者の不足などが起きています。そうした中で大型機械による効率的な農業は、魅力の一つであり、後継者の育成にも繋がります。その実現には、農地集約を進めることが最も重要であります。そのためにも行政の力を借りながら、農業委員として地域の人達と連携を取り、少しずつでも農業の改善が出来るように微力ながら頑張ります。

ー農業者年金で しっかり積み立て 安心して豊かな老後をー

国が支える
安心が大きい
掛け金
積み立て年金

○農業者年金の6つのポイント

◆ 農業者なら広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している60歳未満の方。

◆ 少子高齢化に強い確定拠出型の積立方式年金

自分が納めた保険料とその運用益により年金額が決まる積立方式の年金です。

◆ 保険料の額は自由に選択できます

保険料は月額2万円から6万7千円の範囲内で、自由に選ぶことができます。

◆ 終身年金で、80歳までの保証があります

年金は生涯支給され、もし80歳前に亡くなっても遺族に死亡一時金が支給されます。

◆ 税制面の優遇措置があります

保険料全額が所得税・住民税の社会保険料控除の対象となります。

◆ 保険料の国庫補助制度があります

一定の要件を満たす農業者には、保険料(月額2万円)の2割、3割、5割の国庫補助があります。

○令和4年からの3つの改正のポイント

※平成14年から始まった新たな年金事業のみが対象です。

◆ 若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます(令和4年1月1日以降)

35歳未満で一定の要件を満たす農業者は、保険料の納付下限額が1万円に引き下げられます。

◆ 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります(令和4年4月1日以降)

昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象で、受給開始時期を選択できます。

◆ 農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます(令和4年5月1日以降)

国民年金の任意加入者で、年間60日以上農業に従事している方に限り、上限が65歳未満まで引き上げられます。

詳しい内容のお問合せは

八千代町農業委員会事務局 内線2110

「農地を貸してほしい」 という業者等にご注意ください！！

業者等から耕作放棄地等の管理できていない農地を貸してほしいと頼まれ、了承した後に農地へ大量の土砂や産業廃棄物等を堆積されてしまう事例が発生しています。

行為者はもちろん
農地所有者も
責任が問われます

周辺農地及び
生活環境への
悪影響の恐れ

農地法違反は
罰金が
科せられます

堆積されたら
復元困難

狙われるのはこんな農地です！

- ・草木等が繁茂し、管理がされていない農地
- ・条件が不利で長年耕作されていない農地
- ・不法投棄等で管理がされていない農地

被害にあわないために自衛が重要です！

- ・契約書等に簡単に署名しない。また、曖昧な口約束をせず、はっきり断ることが大切です。
- ・管理ができていない耕作放棄地だから大丈夫、と簡単に貸してしまうと、後々取返しのつかないことになってしまいます。

不審に思った方は、農業委員又は農業委員会事務局（☎49-3948）までご相談ください。